

大阪府条例第 号

大阪府議会議員の定数及び選挙区並びに各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

大阪府議会議員の定数及び選挙区並びに各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和三十三年大阪府条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																																									
<p>(選挙区の設置)</p> <p>第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第十五条第二項から第四項の規定により、次の各号に掲げるそれぞれの区域を合せた区域をもって大阪府議会議員の一選挙区とする。</p> <p>一 大阪市福島区の区域と同市此花区の区域</p> <p>二 大阪市大正区の区域と同市西成区の区域</p> <p>三 大阪市天王寺区の区域と同市浪速区の区域</p> <p>四 (略)</p> <p>五 泉大津市、高石市の区域と泉北郡の区域(略)</p> <p>六 泉佐野市の区域と泉南郡のうち熊取町の区域</p> <p>七 富田林市、大阪狭山市の区域と南河内郡の区域</p> <p>八 富田林市、大阪狭山市の区域と南河内郡の区域</p> <p>九 大東市の区域と四條畷市の区域(略)</p> <p>十 柏原市の区域と藤井寺市の区域</p> <p>十一 泉南市、阪南市の区域と泉南郡のうち田尻町及び岬町の区域</p> <p>十二 泉南市、阪南市の区域と泉南郡のうち田尻町及び岬町の区域</p>		<p>(選挙区の設置)</p> <p>第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第十五条第二項の規定により、次の各号に掲げるそれぞれの区域を合せた区域をもって大阪府議会議員の一選挙区とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 泉大津市の区域と泉北郡の区域(略)</p> <p>三 富田林市の区域と南河内郡の区域</p> <p>四 富田林市の区域と南河内郡の区域</p> <p>五 (略)</p>																																									
<p>(各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第三条 法第十五条第八項の規定により、大阪府議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を次の表のとおり定める。</p>	<p>(各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第三条 法第十五条第八項の規定により、大阪府議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を次の表のとおり定める。</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同 福島区及び此花区(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同 大正区及び西成区</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>同 天王寺区及び浪速区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同 住吉区(略)</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>同 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>堺市南区</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>同 北区</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>吹田市(略)</td> <td>四</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区	議員数	同 福島区及び此花区(略)	(略)	同 大正区及び西成区	二	同 天王寺区及び浪速区	(略)	同 (略)	(略)	同 住吉区(略)	二	同 (略)	(略)	堺市南区	二	同 北区	二	吹田市(略)	四	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同 福島区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同 此花区(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同 大正区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同 天王寺区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同 浪速区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同 住吉区(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同 西成区(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>堺市南区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同 北区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>吹田市(略)</td> <td>三</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区	議員数	同 福島区	(略)	同 此花区(略)	(略)	同 大正区	(略)	同 天王寺区	(略)	同 浪速区	(略)	同 住吉区(略)	(略)	同 西成区(略)	(略)	堺市南区	(略)	同 北区	(略)	吹田市(略)	三
選挙区	議員数																																										
同 福島区及び此花区(略)	(略)																																										
同 大正区及び西成区	二																																										
同 天王寺区及び浪速区	(略)																																										
同 (略)	(略)																																										
同 住吉区(略)	二																																										
同 (略)	(略)																																										
堺市南区	二																																										
同 北区	二																																										
吹田市(略)	四																																										
選挙区	議員数																																										
同 福島区	(略)																																										
同 此花区(略)	(略)																																										
同 大正区	(略)																																										
同 天王寺区	(略)																																										
同 浪速区	(略)																																										
同 住吉区(略)	(略)																																										
同 西成区(略)	(略)																																										
堺市南区	(略)																																										
同 北区	(略)																																										
吹田市(略)	三																																										

泉大津市、高石市及び泉北郡	(略)	二
泉佐野市及び泉南郡のうち熊取町	(略)	二
富田林市、大阪狭山市及び南河内郡	(略)	二
大東市及び四條畷市	(略)	二
箕面市及び豊能郡	(略)	二
柏原市及び藤井寺市	(略)	二
高石市	(略)	一
藤井寺市	(略)	一
泉南市	(略)	一
四條畷市	(略)	一
大阪狭山市	(略)	一
阪南市	(略)	一
泉南郡	(略)	一
泉大津市及び泉北郡	(略)	一
泉佐野市	(略)	一
富田林市及び南河内郡	(略)	一
大東市	(略)	一
箕面市及び豊能郡	(略)	一
柏原市	(略)	一
高石市	(略)	一
藤井寺市	(略)	一
泉南市	(略)	一
四條畷市	(略)	一
大阪狭山市	(略)	一
阪南市	(略)	一
泉南郡	(略)	一

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。